

笠間市空き家活用支援補助金交付要綱

平成 2 5 年 4 月 1 日

告示第 1 6 0 号

(目的)

第 1 条 この告示は、笠間市空き家バンク制度要綱（平成 2 5 年笠間市告示第 1 5 9 号。以下「空き家バンク要綱」という。）に規定する空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）の利用促進を目的とし、空き家バンク要綱第 2 条第 4 号の利用希望者に該当する者が、空き家バンクに登録されている空き家（以下「登録物件」という。）を修繕し、及び取得し、又は賃借する場合に、予算の範囲内において、笠間市空き家活用支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して笠間市補助金等交付規則（平成 1 8 年笠間市規則第 3 2 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等)

第 2 条 補助事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 空き家バンク登録物件修繕支援事業
- (2) 空き家バンク登録物件利用促進事業

2 前項各号に掲げる補助事業の対象者等は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表に定めるところにより、笠間市空き家活用支援補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 4 条 市長は、補助金の交付申請があったときは、申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付額を決定しなければならない。

2 市長は、前項の決定をしたときは、速やかにその決定内容を笠間市空き家活用支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知しなければならない。

(申請内容の変更等)

第 5 条 前条の規定により交付決定を受けた申請者は、当該申請内容を変更し、

中止し、又は廃止しようとするときは、笠間市空き家活用支援補助金変更、中止、廃止承認申請書（様式第3号）に必要書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

（変更内容及び中止等の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当又は不適当と認めたときは、笠間市空き家活用支援補助金変更、中止、廃止承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請した事業が完了したときは、別表に定めるところにより、笠間市空き家活用支援補助金実績報告書（様式第5号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定により報告があったときは、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、笠間市空き家活用支援補助金交付確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知しなければならない。

（補助金の請求）

第9条 前条の通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、笠間市空き家活用支援補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定により請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第11条 第2条第1項第1号の事業により補助金の交付を受けた登録物件の所有者は、当該登録物件を、自己の3親等内の親族に貸与又は譲渡するときは、笠間市空き家活用支援補助金返還届出書（様式第8号）を市長に提出す

るとともに、当該補助金を返還するものとする。

2 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたものに対して、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 第2条第1項第2号の規定する事業により補助金の交付を受けた者が、登録物件に5年以上居住しなくなったときは、速やかに笠間市空き家活用支援補助金返還届出書により市長に報告し、補助金の一部を返還するものとする。この場合において、返還金額は、5年に満たない期間の年数（1年未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）に交付金額の20パーセントに相当する額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）を乗じた額とする。ただし、市長が認める特別な事情がある場合はこの限りでない。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条、第3条、第7条関係）

ア 空き家バンク登録物件修繕支援事業

対象者	登録物件の個人所有者又は登録物件に入居する者にあつては、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 （1） 登録物件に入居する者にあつては、取得し、又は賃借した登録物件の住所に住民登録をすること。 （2） 納付すべき市区町村税等の滞納がないこと。 （3） 以前に空き家バンク登録物件修繕支援事業による補助を受けていないこと。 （4） 笠間焼産地後継者育成補助金（平成28年笠間市告示第230号）の交付を受けていないこと。 （5） 登録物件に入居する者にあつては、その属する世帯全員
-----	---

	が市内に居住の用に供する建物を保有していないこと。
対象経費	住宅の機能又は性能を維持又は向上させるために，登録物件の一部を修繕，補修，取替え等を行う経費を対象とし，次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 笠間市内に住所を有する個人又は所在する事業所が施工したものに要する費用であること。 (2) 専用住宅及び併用住宅の居住の用に供する部分の修繕等に要する費用であること。
補助金	修繕費用の 1 / 2 以内とし，50 万円を限度とする
申請手続	1 申請時期 修繕工事着手 14 日前まで 2 添付書類 (1) 配置図（縮尺は任意） (2) 建築物の図面（各階平面図等）（縮尺は任意） (3) 修繕工事の見積書 (4) 納税証明書（未納のない証明） (5) 工事着手前の現場写真 (6) その他市長が必要と認める書類
実績報告	1 報告期限 修繕工事完了後 30 日以内又は年度の末日のいずれか早い日 2 添付書類 (1) 修繕工事に要した費用を明らかにできる書類（領収書又はこれに準ずるものの写し） (2) 工事完了後の現場写真 (3) 修繕工事において建築基準法に基づく確認申請を要した場合は，検査済証の写し (4) 住民票の写し（※登録物件所有者が修繕した場合は不要） (5) その他市長が必要と認める書類

備考 算出された補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は，その額を切り捨てるものとする。

イ 空き家バンク登録物件利用促進事業

対象者	登録物件を取得又は賃借した者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 取得又は賃借した登録物件の住所に住民登録をすること。 (2) 納付すべき市区町村税等の滞納がないこと。 (3) 以前に空き家バンク登録物件利用促進事業による補助を受けていないこと。 (4) 当該登録物件に5年以上居住すること。 (5) 笠間焼産地後継者育成補助金（平成28年笠間市告示第230号）の交付を受けていないこと。 (6) 登録物件に入居する者にあつては、その属する世帯全員が市内に居住の用に供する建物を保有していないこと。 (7) 登録物件を賃借した者にあつては、補助金の申請をする日前1年以内に笠間市内に住民登録をしていないこと。
対象経費	登録物件の取得又は賃借に要する費用
補助金	1 住宅又は住宅及びこの敷地を取得した場合 取得対価の3パーセント以内とし、30万円を限度とする。 2 住宅を賃借した場合 家賃の2ヶ月分に相当する金額とし、10万円を限度とする。
申請手続	1 申請時期 売買契約又は賃貸借契約締結後30日以内 2 添付書類 (1) 売買契約書等の写し（取得対価のわかるもの）又は賃貸借契約書の写し (2) 補助を受ける建築物及び土地の登記事項証明書の写し（売買契約の場合） (3) 建築物の図面（各階平面図等） (4) 住民票の写し (5) 納税証明書（未納のない証明）

	(6) その他市長が必要と認める書類
実績報告	1 報告期限 当該住宅に入居後30日以内又は年度の末日のいずれか早い日 2 添付書類 (1) 住宅取得又は賃借に要した費用を明らかにできる書類(領収書又はこれに準ずるものの写し) (2) 住民票の写し (3) その他市長が必要と認める書類

備考 算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てるものとする。